

労務 ROAD

令和6年度10月以降の最低賃金について

令和6年度の地域別最低賃金額が公表されました。
報道されている通り、現在の全国加重平均1,004円が**1,055円に引き上げ**られることとなります。そこで、関西2府4県の最低賃金と、その他の主要都市の最低賃金をご紹介します。※（ ）内の数字は前年度の最低賃金です。

答申された改定額は、都道府県労働局での所定の手続を経た上で、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

大阪府	1,114円	(1,064円)
京都府	1,058円	(1,008円)
兵庫県	1,052円	(1,001円)
滋賀県	1,017円	(967円)
奈良県	986円	(936円)
和歌山県	980円	(929円)

【その他の主要都市】

東京都	1,163円 (1,113円)	愛知県	1,077円 (1,027円)
神奈川県	1,162円 (1,112円)	福岡県	992円 (941円)

- 最低賃金引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じて分けられたランクごとに国の審議会で提示されます。令和6年度の目安では、すべてのランクで一律50円の引き上げ額が示されました。
- 関西2府4県では、兵庫県と和歌山県は国の審議会の目安を1円上回る51円の引き上げとなり、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県は目安通りの50円の引き上げ額でした。その他の主要都市では、福岡県が51円の引き上げとなり、東京都、神奈川県、愛知県は目安通りの引き上げ額でした。

最低賃金を下回っていませんか？

最低賃金は、雇用形態に関わりなく、すべての労働者に適用されます！
時給の場合は分かりやすいですが、月給の正社員の給与を時間額で換算すると最低賃金を下回ってしまっていた…ということもあり得ます。

下回っているおそれのある方については、下記の方法で一度確認してみてください。

- 月給の場合 ※算出した時間額が、最低賃金の金額以上である必要があります。

固定的賃金 ÷ 1カ月平均所定労働時間

※最低賃金に入れることが出来ない賃金

- ①慶弔手当など、臨時的に支払われるもの ②ボーナス・賞与 ③精皆勤手当
④残業手当（固定残業代）、休日手当、深夜手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【厚生労働省より】

ご不明な点がございましたら、弊所担当までお問い合わせください。

VOL.922
(2409-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！



～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

- 「労働保険事務組合」に加入するメリット

- ✓事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。
- ✓労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）
- ✓事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

9月労務スケジュール

- ・健康保険・厚生年金保険の新標準報酬月額決定
- ・高校卒業予定者の面接等選考・内定開始(9/16～)
- ・秋の全国交通安全運動